## 報道 資料

平成31年3月15日(金)

奈良県防災統括室 藤田主幹(内線 2272) 奈良県農林部各担当

【農地・農業施設災害復旧事業】

農村振興課 長谷川主幹(内線 3909) 菊田課長補佐(内線 3911)

【林道災害復旧事業】

森林整備課 高橋課長補佐 (内線 3973)

奈良県県土マネジメント部担当

【公共土木施設災害復旧事業】

砂防・災害対策課 岸本主幹(内線 4192)

## 台風第12号等による災害の局地激甚災害の指定について

台風第12号等の災害に係る、局地激甚災害の指定については、本日3月15日(金)の閣議において決定された旨、内閣府(防災担当)から情報提供がありました。

また、公布及び施行は、3月20日(水)の予定です。

局地激甚災害の指定に関する概要は以下のとおりです。

【局激:市町村単位】

## <対象市町村>

・平成30年7月~8月の台風第12号(公共土木施設災害復旧事業)(農地等災害復旧事業)

対象地区: 曽爾村

・平成30年8月~9月の台風第19、20、21号等(農地等災害復旧事業)対象地区: 天川村、十津川村

## <措置の概要>

- ・公共土木施設災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
- (激甚災害指定前 69.8% ⇒ 88.8%) ・農地・農業用施設・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
  - (農地は、激甚災害指定前 86.3% ⇒ 97.1%)
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(農地等の事業に適用) (地方債(市町村)を発行することが可能、交付税措置がなされる)